

「架け橋期のカリキュラム開発・実施支援訪問」実施要項

秋田県教育庁幼保推進課

- 1 目的
市町村の幼保小連携の基盤づくりとともに、架け橋期のカリキュラムの開発・実施を促進し、幼保小接続期の子どもの育ちや学びを切れ目なく支えるための幼児教育推進体制構築や、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の現状やニーズ等に応じた伴走型の支援を実施する。
- 2 対象
市町村の就学前教育・保育施設担当課及び教育委員会（以下「市町村担当課」という。）
- 3 内容
幼保小連携の基盤づくりとともに、架け橋期のカリキュラムの開発・実施・改善等に向けた取組への支援
 - ①市町村主催の組織体制構築に向けた会議等における支援
 - ②市町村主催の幼保小連携の推進に向けた教職員研修会の企画・開催への支援
 - ③開発会議や合同会議等における支援
 - ④カリキュラム開発・実施における支援
 - ⑤カリキュラム評価・検証における支援
 - ⑥公開保育・公開授業等における幼保小の連携・協働に向けた支援
 - ⑦持続可能な実施体制の構築に向けた人材育成に係る研修会への支援
- 4 訪問の実施機関等
 - (1) 実施機関
北地区：北教育事務所
中央地区：幼保推進課
南地区：南教育事務所
 - (2) 実施期間・回数
訪問は、原則として、各市町村とも年度内に1回とする。
*市町村の進捗状況により、必要な支援をする。
 - (3) 訪問者
原則として、指導主事及び教育・保育アドバイザー（兼）架け橋期コーディネーターとする。
*内容により、指導主事や教育・保育アドバイザー（兼）架け橋期コーディネーター単独での訪問になる場合もある。
- 5 申込み等について
 - (1) 申込み方法
市町村担当課は、別紙1 令和7年度「架け橋期のカリキュラム開発・実施支援訪問」訪問希望日調査票に訪問希望日及び希望内容を記入し、提出期間内に、次の提出先まで電子メールで提出する。
 - (2) 提出先について
北地区：北教育事務所〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1
E-mailアドレス：kitayouho@mail2.pref.akita.jp(1:エル、2:数字)
中央地区：幼保推進課 〒010-8580 秋田市山王3丁目1-1
E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.jp(1:エル、2:数字)
南地区：南教育事務所〒013-0022 横手市四日町3-23 横手市水道庁舎3階
E-mailアドレス：minamiyouho@mail2.pref.akita.jp(1:エル、2:数字)
*電子メールでの提出時は、件名「架け橋期のカリキュラム開発・実施支援訪問【市町村】」とすること。
 - (3) 提出期間
令和7年5月1日（木）～5月30日（金）
*年度途中、新たに要請する場合は、実施機関に相談すること。
 - (4) 通知
実施機関は、市町村担当課と訪問期日を調整し、6月中旬までに市町村担当課に通知する。

※本県の「幼保小の架け橋プログラム」において「幼保」には、幼稚園・保育所・認定こども園、特別支援学校の幼稚部を、「小」には小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。